

前橋市雇用対策事業に関する提言

平成31年3月

前橋市労働教育委員会

目次

はじめに	1
提言要旨	2
(1) 補助金による市内企業の人材確保支援	3
(2) セミナーによる市内企業の女性活躍・働き方改革支援	4
(3) 伝わりやすい情報提供の仕組みづくり	5
(4) 保育施設の充実による仕事と家庭の両立支援	6
(5) 定住政策や企業誘致の推進	7
具体的要望事項	8
【資料】前橋市労働教育委員会設置要綱	10
【資料】前橋市労働教育委員会委員名簿	12

はじめに

前橋市労働教育委員会はこれまで、前橋市の行う労働諸施策の推進に協力し、地域の産業の発展に寄与することを目的として活動してまいりました。

平成28年度からは労働問題や前橋市の雇用施策等について提言を行う審議会として新たに生まれ変わり、「まえばし女性活躍推進計画」の策定に際して意見を述べた他、先進企業視察を実施し、女性やシニアの活用、働き方改革などの先進的な取組みを学んだところです。

本委員会ではこれまでの活動を踏まえ、市内の産業の振興と雇用の安定のため、前橋市が行う雇用対策の諸施策に関して各委員から意見を聴取し、委員会での審議により取りまとめを行いましたので、以下のとおり提言いたします。

前橋市労働教育委員会 会長 石川 直美

提言要旨

- (1) 各種補助金について、様々なケースを想定し、外部からの意見も取り入れて制度を作ること。
- (2) セミナーについて、参加率が低い場合や効果が期待できない場合は、原因がどこにあるのかを突き止めて内容を検討すること。
- (3) 企業が補助金の申請やセミナーへの参加には時間がなかなか割けない中、簡単に手続きが取れ、容易に情報を入手できるような取組みを考えること。
- (4) 子どもを産むことに対する支援や、その後の保育所、放課後児童クラブの充実についても継続して取り組むこと。
- (5) 定住政策や企業誘致について関係部署と連携して進めること。

(1) 補助金による中小企業者人材確保支援

前橋市の生産年齢人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、少子高齢化の影響によって2040年には2010年と比較して30.6%減少すると推計されており、将来的に深刻な労働力不足に陥ることが懸念されます。

市内の中小企業では既に人手不足の状況が見られ、新卒者の採用は売り手市場が続く中、将来を見据えた人材確保は多くの企業の課題となっております。

前橋市では、若者のU I Jターンによる市内中小企業への就職の促進を図るためU I Jターン就職者と雇用した事業者へ奨励金を交付しているほか、就職が困難な障害者やひとり親家庭の父母を雇用した事業者や、従業員の仕事と子育ての両立のため男性の育児休業や代替要員確保を就業規則等に規定し取組みを行った事業者へも奨励金を交付するなど、奨励金の活用により市内中小企業の人材確保支援を行っています。

また、特例子会社や企業主導型事業所内保育施設を新設する企業に対する初期費用の一部の助成は、企業の積極的な取組みを促しております。

しかしながら、これらの補助金・奨励金は利用するにあたって手続きに時間がかかる点や、国の助成金の交付を受けていることを要件とする点、中小企業の規模では利用することが難しいものがある点など、見直しを図る余地があると考えます。

市内企業が今後人手不足に直面する中、様々なケースを想定し、外部からの意見も取り入れることにより、企業にとって利用しやすく有効な補助制度の確立を望みます。

(2) セミナーによる市内企業の女性活躍・働き方改革支援

女性活躍推進法の施行、働き方改革関連法の成立により、全国的にも女性活躍・働き方改革へ向けた取組みが進む中、前橋市でも平成29年4月に「まえばし女性活躍推進計画」を策定し、様々な取組みが実施されております。

経営者・管理職・人事労務担当者を対象とした「女性活躍推進セミナー」や、働く女性を対象とした「女性管理職養成セミナー」などの実施により、女性の管理職登用や働きやすい職場環境の整備へ向けた市内企業の積極的な取組みを促しております。

しかしながら、これらのセミナーは目的が明確化されているのか、主催者と受講者のニーズが一致しているのか、といった疑問が残ります。

総務省「平成29年就業構造基本調査」によると、管理的職業従事者に占める女性の割合は、平成24年前回調査時の8.3%から大幅に上昇して、20.6%となり、全国平均(14.8%)や群馬県(16.2%)の割合を上回りました。

一方、女性の有業率については「M字カーブ現象」は解消されたものの、平成24年前回調査時の51.0%を下回り、49.3%となりました。

これらの数値を検証して目的を明確化するとともに、参加率が低い場合や効果が期待できない場合は、原因を突き止めたうえで、地域に根ざした効果的なセミナーの内容を検討することを望みます。

(3) 伝わりやすい情報提供の仕組みづくり

補助金等について、市内企業への周知が徹底されておらず、企業の総務担当が把握できていない場合があります。

補助金の申請に関しては手続きに時間がかかる点や、国の助成金の交付を受けていることを要件としている点など、利用しにくい面があります。

また、人材不足が進む中、外国人やシニアの雇用の検討を始めた企業も多くあるようですが、中小企業の経営者はセミナーへの参加に時間を割くことができないのが現状です。

簡単な手続きで利用できる補助制度を検討するとともに、情報提供やマッチングの場をインターネットで閲覧できるような仕組みを構築するなど、実際に利用する立場の人が容易に情報を入手できるような取組みを望みます。

(4) 保育施設の充実による仕事と家庭の両立支援

女性の有業率に関して「M字カーブ現象」は解消されたものの、依然として出産・子育てを理由とした離職は多く、離職後も保育施設の空きがないため働く意欲があっても働くことができない女性もいます。前橋市内では保育施設の定員枠は増えたものの、利用希望者がそれを上回ったことにより、9人の待機児童が発生しました。

新たに企業主導型の保育施設なども徐々に開所されておりますが、引き続き保育施設の整備、及び保育サービスの充実が図られるよう望みます。

さらに、今後は放課後児童クラブがより重要な役目を担うことから、小学校の空き教室などを利用した施設の拡充を図るとともに、担い手についても定年を迎えた地域のシニア層へやりがいをアピールすることにより、雇用の増加につながると考えます。

また、将来的な人口減少に対応するためには、子どもを産むことに対する支援も必要です。不妊治療による経済的な負担を軽減させるため、医療費の助成を継続的に行うことを望みます。

(5) 定住政策や企業誘致の推進

将来的な人口減少が懸念される中、未来を見据えた定住政策が求められます。前橋市ではU I J ターン若者就職奨励金の交付や、高校生が地元企業を知るための体験型企業説明会などを通し、若者のUターン就職・市内就職を促進していますが、同時に、住環境を整えるなど、前橋市に住む市民の定住、そして市外からの移住を促進するための取組みを、**関係部署**と連携して進めるよう望みます。

また、市内の雇用増加には産業構造の転換に合わせた企業誘致が欠かせないことから、前橋市が持つ優位性を活かした誘致の促進により、地域経済や産業の発展につなげることを望みます。

具体的要望事項

- ・ 外国人やシニア人材の雇用を検討する企業に対するセミナーの実施
- ・ 介護離職の防止を目的とした企業向けセミナーの実施
- ・ U I J ターン若者就職奨励金の周知徹底（群馬県と連携した県外学生への周知）
- ・ 高校生向けの体験型企业説明会の継続実施
- ・ 外国人との共生対策の指針の策定

資 料 編

前橋市労働教育委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、前橋市労働教育委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任 務)

第2条 委員会は、次の各号に規定する事項について市長の諮問に応ずるとともに、必要と認めるときは市長に意見を述べることができる。

- (1) 雇用及び就業対策に関する事項
- (2) 労働安全衛生に関する事項
- (3) 労使関係の安定に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする事項

(組 織)

第3条 委員会は、労働者を代表する委員（以下「労働者側委員」という。）7人以内、使用者を代表する委員（以下「使用者側委員」という。）7人以内及び学識経験者（以下「学識経験者側委員」という。）6人以内をもって構成する。

2 労働者側委員は、前橋地区各労働団体の、使用者側委員は、前橋商工団体の推薦を受けた者から、学識経験者側委員は、市長が認める者から、それぞれ市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。ただし、会長たるべき委員は学識経験者側委員とする。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(会議及び委員報償)

第6条 会長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

3 委員の報償は以下のとおり

会長 9, 600 円／回

委員 8, 700 円／回

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、前橋市産業経済部産業政策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

前橋市労働教育委員会委員名簿

(任期：平成29年4月1日～31年3月31日)

構成	氏名	役職名	備考
労働者側	沖山 修一	連合前橋地域協議会議長（理研鍛造）	副会長
〃	青木 真宣	〃 副議長（富士通フロンテックシステムズ）	
〃	樋口 哲夫	〃 事務局長（前橋市役所）	
〃	天田 光一	〃 事務局次長（フレッセイ）	
〃	森田 和重	〃 〃（前橋中央郵便局）	
〃	唐澤 明	〃 〃（日本精工 前橋）	
〃	生形 孝平	〃 〃（東京電力 パワーグリッド・カンパニー）	
使用者側	中島 利郎	学校法人有坂中央学園 理事長	副会長
〃	小暮 雅幸	（株）シャープドキュメント富士 代表取締役会長	
〃	降旗 栄二	（株）前橋大気堂 代表取締役会長	
〃	糸井 義一	（株）旅がらす本舗清月堂 代表取締役社長	
〃	田子 宏美	税理士法人田子会計事務所 副所長	
〃	石川 修司	（株）石川商事 代表取締役社長	
〃	狩野 亮一	狩野商店 代表	
学識経験者	石川 直美	（有）石川不動産鑑定士事務所 代表取締役	会長
〃	足立 進	足立法律事務所	
〃	養田 雅香	一般社団法人前橋労働基準協会 事務局長	
〃	中島 克人	前橋商工会議所 専務理事	
〃	岡部 道雄	上毛新聞社 総務局長	
〃	田村 裕	群馬県総務部参事 兼 前橋行政県税事務所長	

